

「令和3年度包括外部監査の結果報告書」

～環境行政に係る財務事務の執行について～

概 要 版

令和4年3月

甲府市包括外部監査人 柴 山 聡

第1 監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II 監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）

環境行政に係る財務事務の執行について

なお、地方自治法第252条の30第1項の趣旨に基づいて、甲府市監査委員に対し、令和3年7月6日、同事件の選定の旨を後掲の「事件を選定した理由」を付して通知した。

III 監査の対象期間

原則として、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて、令和元年度以前及び令和3年度の既執行分を含む。

IV 事件を選定した理由

- 1 甲府市が中核市に移行したことにより法律上包括外部監査が義務づけられたのは、本年度で3年度目となるころ、中核市移行により県から委譲された事務の一つとして、環境行政に係るものが具体例として良く掲げられ、また、中核市への移行のメリットの一つとしても、市の実情に合った環境衛生施策の推進ということが言われている。甲府市においても、「環境づくりに関わる事務の移譲を受け、良好で快適な環境を整備することにより、こころに潤いと、安心をもたらす、地域の豊かなまちづくりに取り組むことができます」と同旨の説明がされている（甲府市WEBサイト・中核市について－4つの取組の柱3(1)）。

しかしながら、現に市民がこれらのメリットや取組を理解しているかについては、各関連事務の委譲についてのPRが必ずしも詳細にされている状況になく、評価しづらいと

ころがある。

- 2 次に、平成 27 年 9 月に国連サミットで「持続可能な開発目標」、いわゆる SDG s が採択されて以降、国内でも様々な場面でその 17 のゴールが意識されている。そして、そのうち日本が立ち後れているものとしては、気候変動や資源対策、責任をもった消費と生産といった、いわば環境に直結するゴールが取り沙汰されている。

内閣府の地方創生推進事務局では、「地方創生に向けた自治体 SDG s」とのスローガンを掲げ、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指し、地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要であるとし、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を目指していただきたいとのメッセージを送っている。この 3 つの側面の中で、民間の力では限界があり、自治体が牽引していく必要が一番大きいのは、環境面である。そして、良好な環境の維持は市民の生活にも直結することから、市民にとっても重大な関心事の一つである。

- 3 甲府市では、平成 28 年度から同 37 年度(令和 7 年度)の 10 ヶ年にわたるものとして掲げた「第六次甲府市総合計画」の中で、「環境・エネルギーへの意識の高まり」を時代の潮流として紹介するとともに、「まちづくりの主要な課題」の一つとして「豊かな自然環境の保全」を掲げ、「温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や生物多様性の損失など世界的規模での環境問題が深刻化し国際的な取組が進められています。甲府市は、自然環境に恵まれており、これを享受し、未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であり、そのためにも、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成に向けた積極的な取組が必要です」としている。

また、これらを具体化して落とし込んだ第二次甲府市環境基本計画(平成 25 年 3 月に改定。現在は社会情勢の変化を踏まえ平成 31 年 3 月にその中間見直し版となっている)にあつては、詳細に個別目標を掲げ、計画の進行管理や数値目標による評価を実施することとしている。個別目標の例としては、緑を保全する(基本目標 1「自然と共生するまちづくり」1-3)といったすぐには効果を測りづらいものから、資源物等の持ち去りを防止する(基本目標 2「快適環境のまちづくり」2-8)といった効果がすぐに把握可能なものまで、多岐に亘っているが、国際的な視点・地域的な視点のいずれにしても、息の長い施策でなければならない。

そこで、環境行政全般について、長期的に見て経済的かつ効率的に財務事務の執行が行われる体制にあるか、かつその前提としてルールを逸脱していないかについて、具体的な検証を行うべくテーマとして取り上げる意義は大きいと考え、選定することとした。

V 監査の実施期間

令和 3 年 7 月 26 日から令和 4 年 2 月 21 日

VI 監査の対象部局

監査テーマ全般について環境部の全課を対象とする。

VII 監査従事者

包括外部監査人	柴 山 聡 (弁護士)
補 助 者	高 岡 敏 夫 (公認会計士)
補 助 者	井 上 光 昭 (公認会計士)
補 助 者	野 中 孝 憲 (公認会計士)
補 助 者	今朝丸 亜矢子 (公認会計士)

以上 5 名

なお、包括外部監査人は甲府市との間で、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づいて、令和 3 年 4 月 1 日付で包括外部監査契約書の調印を了している。また、包括外部監査人は甲府市監査委員に対し、令和 3 年 4 月 21 日、地方自治法第 252 条の 32 第 1 項の規定に基づいて、上記各補助者に監査の事務を補助させたい旨の協議を申し出、甲府市監査委員から、令和 3 年 4 月 27 日付でこのことに異存ない旨の回答を得ている。

VIII 利害関係

上記包括外部監査人には、包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により制限されるべき利害関係（「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当する利害関係）は存しない。

IX 監査の視点

- 1 包括外部監査人の監査について、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、(同法) 第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする」と定め、また同法第 252 条の 37 第 2 項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が(同法) 第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない」と定める。

ここに引用されている地方自治法第 2 条第 14 項及び同第 15 項の規定は、以下のとおりである。

第 14 項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

2 以上のことから、次に掲げる視点を常に意識して、監査を行った次第である。

(1) 合规性（適法性）

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

(2) 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

① 無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか（経済性）。

② 最小の経費・労力で、成果を上げているか（効率性）。

③ 所期の目的や趣旨に見合った成果が表れているか（有効性）。

(3) 公平性

すべての市民に対し、公平な取り扱いがなされているか。

(4) 透明性（いわゆる「見える化」）

市民の目線に立ち、事業経営について、市民に対する説明責任が果たされているか。

X 監査の主たる実施方法

1 担当者へのヒアリング、徴求した書類（関連台帳・帳簿・契約書・申請書・伝票等）の閲覧及び担当者からの意見聴取を繰り返すことにより、事業概況を正確に把握した上で、その分析を行った。

2 関係法令及び条例を把握し、これらに準拠した事業運営がなされているか確認を行った。

3 事業場の現場視察を行うことにより、事業実態を把握し、併せて資産管理の状況を確認し、担当者へのヒアリングを踏まえて分析を行った。

第2 環境行政の概要

I 環境関連法及び国の施策や、それに基づく甲府市の条例及び計画について

1 環境基本法について

従来日本の環境行政は、経済成長と同時期に鉱工業を中心として問題が表面化した公害問題への対処を、総合的・統一的に行うべく昭和42年に制定された公害対策基本法と、濫開発などを制限し豊かな自然環境を維持することで日本国民の健康で文化的な生活を確保するため昭和47年に制定された自然環境保全法の2法を基本として推進されてきた。

しかしながら、その後の環境に係る課題は、都市部における大気汚染、生活排水による水質汚濁、一般家庭用・産業用ともに増え続ける廃棄物、地球温暖化を中心とする地球環境問題など、多岐に亘るようになり、国が旗を振り規制をしていくだけでは必ずしも良好な結果につながらない状況となった。

そういった中、政府が平成5年3月12日に閣議決定し、第126回国会に提出した環境基本法は、衆参両院で長時間の審議がされたものの衆議院の解散により一度は廃案の憂き目に遭い、再び上程された第128回国会において成立した。

同法は基本理念として、(1) 環境の恵沢の享受と継承(第3条)、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(第4条)、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進(第5条)の三つを定めているとともに、それにとまなう国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている(第6条～9条)。また、第15条1項において、「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない」とした上で、その2項で、同計画には「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めるものとしている。

2 国内外における地球温暖化対策について

(1) その4年後である平成9年、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づいて京都で開催された同条約第3回締約国会議(COP3)では、先進国の拘束力のある削減目標(2008年～2012年の5年間で1990年に比べて日本-6%、米国-7%、EU-8%等)を明確に規定した「京都議定書」(Kyoto Protocol)が採択された。

さらに、平成27年にフランス・パリで開催された同条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動に関する新たな国際枠組みである「パリ協定」(Paris Agreement)が採択された。同協定には、世界共通の長期目標として「2℃目標」の設定(世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つこと)や、すべての国による削減目標の5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き温暖化対策資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金

を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況についての報告・レビューを受けること等が位置づけられている。また、これを受けて、政府の地球温暖化対策推進本部は、今後の対策の取組方針を平成 27 年 12 月 22 日に決定し、そのうち国内対策としては、地球温暖化対策計画の策定・政府実行計画の策定・国民運動の強化の 3 つを掲げた。

(2) ところで、国内では京都議定書採択の翌年である平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立している。同法は、平成 20 年 6 月の改正で、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市に対して、事務及び事業に関する「地方公共団体実行計画」の中で、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることを義務付けた(現第 21 条 3 項)。

また、政府が令和 2 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言したこと、同様に 2050 年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加し、企業では、E S G 金融の進展に伴い気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加していることを踏まえ、国が 2050 年カーボンニュートラルの実現を牽引することを基本理念として明確にした改正法案が、令和 3 年 3 月に閣議決定され、同年 6 月に成立した。

3 ダイオキシシン類排出削減対策について

次に、ごみ処理に係るダイオキシシン類の排出削減対策について、厚生省生活衛生局水道環境部は、平成 9 年 1 月に「ごみ処理に係るダイオキシシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、その上で同ガイドラインに基づき、同年 5 月、各都道府県に宛てて、ごみ処理に伴うダイオキシシン類の排出削減を図るため、併せて循環型社会形成に向けたリサイクルの効率化を推進するため、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、その計画に基づいて管下市町村を指導するように通知を發した。これに基づいて山梨県では、平成 11 年 3 月に山梨県ごみ処理広域化計画を策定し、県全体を 3 つのブロックに分け、甲府市は山梨市及び東山梨環境衛生組合(現在は山梨市、笛吹市及び甲州市に属する、各合併前 5 町村の焼却施設を当時運営)とともに C ブロックに属することとなり、同ブロックのごみ焼却施設を 1 つに集約するよう求められた。その結果、平成 18 年 3 月に C ブロックでは広域化計画が決定し、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市は、平成 19 年 2 月に共同で利用する新ごみ処理施設の整備に向けて甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合を設立し、その後、笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1 に甲府・峡東クリーンセンターを設けることとした。工事着工は平成 24 年 6 月、竣工は平成 29 年 4 月である。

4 廃棄物処理についての国の動向について

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)第 6 条は、その第 1 項で「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画

(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない」と定め、また同2項では同計画において以下の事項を定めることとしている。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

なお、前記のとおり国の主導でごみ処理の広域化が図られつつあるが、廃棄物処理法第6条の2第1項は「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分…しなければならぬ」と規定して、あくまでもこれを市町村固有の事務としており、これを仮に他者(たとえば一部事務組合)に委託する場合も、市町村自らが行わずに許可業者に行わせる場合も、最終責任の所在は市町村である。したがって、受託者や収集業者による適正な処理が確保されなければ市町村自らがその措置を講ずる必要があるのであって、その意味で市町村の処理責任は極めて重いものといえる(参考として、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」(平成26年10月8日環廃発第1410081号))。

5 甲府市の条例や各種計画について

こういった国の動きに呼応しながら、甲府市では以下のとおり条例を制定し、また各種計画等を策定してきた。

- 平成11年3月 山梨県ごみ処理広域化計画(旧)策定
- 平成13年3月 甲府市地球温暖化対策推進計画策定
- 平成13年3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
- 平成13年4月 甲府市環境基本条例施行
- 平成15年3月 甲府市環境基本計画策定
- 平成17年11月 甲府市震災廃棄物処理計画策定
- 平成18年6月 第五次甲府市総合計画策定
- 平成18年8月 新甲府市地球温暖化対策推進計画策定
- 平成19年3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂
- 平成22年10月 甲府市環境保全条例施行
- 平成23年2月 甲府市地球温暖化対策地域重点ビジョン策定
- 平成24年3月 甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定
- 平成25年3月 第二次甲府市環境基本計画策定

平成 25 年 4 月 甲府市災害廃棄物処理計画策定
平成 26 年 3 月 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直し
平成 28 年 3 月 第六次甲府市総合計画策定－平成 37 年度(令和 7 年度)までの 10 ヶ年
にわたる甲府市の施策としての最上位計画であり、基本目標 4「自然と
都市機能が調和する快適なまちをつくる(環境)」の施策の柱「豊かな自然
と良好な生活環境を確保する」の中で、①自然環境の保全と地球温暖
化対策の推進、③循環型社会の構築、を掲げている。
平成 28 年 3 月 甲府市地球温暖化対策実行計画改訂
平成 31 年 3 月 第二次甲府市環境基本計画（中間見直し版）策定
令和 3 年 3 月 甲府市一般廃棄物処理基本計画策定
令和 3 年 3 月 甲府市地球温暖化対策実行計画中間見直し

さらには、各年度の重点施策を取りまとめた「こうふ未来創り重点戦略プロジェクト
NEXT」の 2019 年度版及び 2020 年度版では、元気スタイル 4「潤いと活力あるまちを
創る」の 2「未来へと続く住みよい暮らし創り」の中で地球温暖化対策の普及推進を謳うと
ともに、2020 年度版においては SDG s の一体的な推進を掲げている。

甲府市地球温暖化対策実行計画では、平成 28 年 3 月の改定以降、将来の甲府市の姿
として、「日々の生活」との項目で以下のような記載がある。

2050（令和 32）年を迎えた甲府市を高台から眺めてみます。ほとんどの家には、太陽光発電、太陽光温水器のパネルなどのエネルギーを自給自足できる装置が設置されています。その機器や装置は、効率が大幅に向上しており、また形状もかなり薄型、小型化されているため、あまり目立ちません。住宅や施設のほとんどは蓄電装置や水素貯蔵装置を設置しており、日常生活に必要なエネルギーを、再生可能エネルギーで賄います。

このような 2050（令和 32）年を迎えるには、その時点での既存住宅・施設について早期に太陽光パネル等、蓄電装置及び水素貯蔵装置の設置義務化が図られていなければ不可能である。また、こういった施策は、もちろん一自治体の条例をもって対応できるものではなく、法律や県条例による定めが必要であり、これらの設備設置費用については、長い目で見れば各市民が受益者であるといえなくもないが、その納得感の上に成り立つことを鑑みるに、ひとえに市民の負担のみによるべきものではない。そうすると、2050 年を遠い先のことと考えるのではなく、将来の甲府市の礎はまさに今築かれるべきであって、様々な施策やそれらの具体的な手順について、国や県に対し積極的に発信することで、環境行政のオピニオンリーダーとなることが求められよう。

以上総じて、環境行政は、市民の日常生活におけるごみのことから、地球環境についての問題解決までと、きわめて守備範囲の広い事務分野である。

II 甲府市環境部の人員・分掌事務について

1 人員について

甲府市では、各部課の職員定数について、条例定数とは別に、市長の判断により各年度に必要となる実要員数である「みなす定数」を定め、効率的な定数管理を行っている。環境部職員のみなす定数は、派遣職員を含め平成 29 年度合計 95 名→平成 30 年度合計 85 名→令和元年度合計 84 名→令和 2 年度合計 81 名と漸減している。

その主たる理由は、技能職員の業務（収集など単純労務が中心。平成 15 年度までは採用しており、現在最若手は 40 歳代半ば）について、再任用制度の導入やなるべく外部委託へと舵を切ったことで、離職者の分を原則補充していないことにある。なお、平成 29 年度までは、平成 29 年 3 月に閉鎖した甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破碎工場の残務処理があったが、既にこの処理も終了している。

逆に、事務職員のみなす定数は、平成 29 年度合計 23→平成 30 年度合計 25→令和元年度合計 27→令和 2 年度合計 28 と漸増しているが、これは後述のとおり令和元年 4 月に中核市に移行したことからその準備のために増員を要したことが主たる理由である。

2 分掌事務について

環境部の令和 2 年度の分掌事務は、次ページのとおりである。

このうち、減量課の(7)(8)(9)、廃棄物対策課の(2)(9)(10)(11)(12)(13)については、いずれも後述の中核市移行にともない令和元年度から新たに分掌事務となったものである。また、「環境センターの維持及び運営管理」が平成 30 年度に処理課（現在の廃棄物対策課）から総務課に移行しているが、これは平成 30 年度中に閉鎖後の甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破碎工場が解体・撤去に至り廃棄物処理の使命を終えたことによる。それから、平成 30 年度までは当時の収集課（現在の収集衛生課）の分掌事務に以下の 3 つがあったが、これらはいずれも中核市移行にともない設置された保健所（健康支援センター）の事務に移行した。

- ・ 畜犬登録、鑑札の交付及び狂犬病予防注射済票の交付並びに野犬対策に関すること。
- ・ 動物の飼養又は収容に関すること。
- ・ 死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜に関すること。

部	室	課	分掌事務
環境部	環境総室	総務課	(1) 一般廃棄物処理施設等の建設に伴う周辺整備に関すること。 (2) 全国都市清掃会議に関すること。 (3) 庁用自動車等の管理及び整備に関すること。 (4) 環境センターの維持及び管理運営に関すること。 (5) 部内の文書の総括指導に関すること。 (6) 部内の庶務に関すること。
		環境保全課	(1) 環境保全対策に関すること。 (2) 公害防止に関すること。 (3) 生活排水対策に関すること。 (4) 環境審議会に関すること。 (5) 環境リサイクルフェアに関すること。 (6) 環境監視員に関すること。 (7) 環境基本計画に関すること。 (8) 地球温暖化対策に関すること。 (9) 甲府市地球温暖化対策地域協議会に関すること。 (10) 北部山間地域の水質保全対策に関すること。
	廃棄物対策室	減量課	(1) 減量化、資源化、リサイクルに関すること。 (2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 (3) 廃棄物減量等推進研究会に関すること。 (4) リサイクル推進員に関すること。 (5) 有価物及び資源物回収に関すること。 (6) リサイクルプラザに関すること。 (7) 多量排出業者の排出指導に関すること。 (8) 使用済自動車の再資源化に関すること。 (9) 有害使用済機器の保管等に関すること。
		収集衛生課	(1) 一般廃棄物の収集業務に関すること。 (2) 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び指導に関すること。 (3) 一般廃棄物の排出指導に関すること。 (4) すぐやる業務に関すること。 (5) し尿処理問題研究協議会に関すること。 (6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に関すること。 (7) そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関すること。 (8) 環境美化に関すること。 (9) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
		廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物処理計画に関すること。 (2) 災害廃棄物処理計画に関すること。 (3) 衛生センターに関すること。 (4) 笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関すること。 (5) 汚泥処理手数料の収納整理に関すること。 (6) 環境センター環境委員会に関すること。 (7) 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関すること。 (8) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の負担金に関すること。 (9) 産業廃棄物の許可に関すること。 (10) 一般廃棄物処理施設の許可に関すること。 (11) 特定産業廃棄物特別措置法に関すること。 (12) 産業廃棄物の不法投棄に関すること。 (13) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関すること。

2-2 分掌事務の注記

・総務課(2) 全国都市清掃会議とは、全国の自治体と関係事業者により構成され、廃棄物行政が抱える共通の課題解決のために、昭和22年7月に組織された会議体である。本年6月現在で、正会員は546。うち、市区町村が396、一部事務組合・広域連合が150である。毎年、研修や会議が行われるとともに、政府与党、環境省及び衆参環境委員会に対し要望書を提出している。令和2年度は、甲府市からは以下の提案がされ、いずれも要望書に反映されている。

- ① 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について
- ② デポジット制度(事業者による店頭回収)導入について
- ③ 容器包装リサイクル法における事業者責任の強化について
- ④ 家電リサイクル法の見直しについて
- ⑤ 各種リサイクル諸法の見直しについて(容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など)
- ⑥ 適正処理困難廃棄物に係る法整備について
- ⑦ 溶融スラグの利用促進について

・環境保全課(3) 生活排水とは、トイレからのし尿と台所や風呂からの雑排水の総称で、甲府市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月策定)の第7章において、その処理についての基本方針が以下のとおり定められている。

基本方針1 施設整備の推進—下水道計画区域内においては早期整備の達成、同区域外においては合併処理浄化槽の設置推進を図るとともに、単独処理浄化槽を使用している家屋に対しては合併処理浄化槽への転換についての普及啓発活動を実施する。

基本方針2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進—浄化槽管理者に対し、浄化槽法により義務づけられている法定検査・保守点検・清掃の実施により浄化槽の適正な維持管理を行うよう指導・啓発していく。

基本方針3 啓発活動の推進—下水道供用開始区域内にあっても点在する下水道未接続家屋に対し接続を推進する(なお、接続促進事業自体の所管は、甲府市上下水道局給排水課)。また、単独処理浄化槽などの管理者に対し、水質浄化意識の高揚を促す。

・環境保全課(4) 環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために、平成13年から環境基本条例25条に基づいて設けられている。後掲の環境基本計画も、庁内検討会議や地球環境問題庁内連絡会議での協議検討を経た素案が、環境審議会で審議されている。令和2年度は2回開催され、人事案件のほか、第二次甲府市環境基本計画に基づく令和元年度年次報告及び令和3年度の年次計画について議論された。

・同(7) 環境基本計画についてであるが、平成5年に制定された環境基本法の第36条では「地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする」とされている。この「総合的かつ計画的な推進」のため、甲府市では平成13年に甲府市環境基本条例を制定し、その第8条で、①環境の保全及び創造に関する目標、②環境の保全及び創造に関する施策の大綱、③前①②のほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を環境基本計画として定めることを自らに義務づけた。

現行の計画は「第二次環境基本計画」であり、平成15年に策定された前計画の計画期間が終了する平成25年3月に策定された。地球温暖化防止対策や生物の多様性の保全などに関する国際的な情勢は前計画期間であった10年間で大きく変わり、これに呼応する形で国や県の施策も変わってきたことから、前計画が①環境負荷の削減、②自然環境保全、③快適環境保全、④地球環境保全、の4分野から成り立っていたのに対し、本計画は、①自然共生社会、②快適環境社会、③低炭素社会、④循環型社会、⑤環境教育の5分野とし、持続可能な社会を目指すものとしている。それぞれの個別目標や取り組み方針は、後掲P.16～17のとおりである。同計画は、平成25年度から平成29年度を「前期5年達成期」、平成30年度から平成34年度を「後期5年達成期」として施策を実施しており、前期の5年間に経過した時点で、社会情勢の変化なども踏まえつつ、目標値等について「中間見直し」を行っている。

・同(9) 甲府市地球温暖化対策地域協議会とは、甲府市と市民、事業者、その他団体の協働で、地域の実情に即した地球温暖化対策を推進することを目的とした団体である。地域で実践できる地球温暖化防止に向けた具体的な行動の普及啓発に関する事業や、再生可能エネルギーの利用促進、環境教育や環境活動を推進している。また、事業を主体的に計画、実施、点検していくために、「人づくり」「緑・エネルギー」の2つの部会を置き、日々活動を行っている。なお、環境保全課内に事務局を置く。

・減量課(2) 廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の減量化及び資源化の推進に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議をするため、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために、平成5年から甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条及び同条例施行規則第3条に基づいて設置された。令和2年度は3回開催され、人事案件のほか、諮問を受けて甲府市一般廃棄物処理基本計画の策定(①一般廃棄物処理計画、②甲府市の現状、③ごみ処理基本計画、④生活排水処理基本計画、⑤策定までのスケジュール)について議論され、答申に至り、また、同答申により、令和3年3月、正式に前記計画が策定された。

・同(3) 廃棄物減量等推進研究会は、ごみの減量化と分別排出を一層推進し、ごみ0%・

資源 100%の循環型社会の形成をめざしたシステムの構築のため、甲府市自治会連合会と甲府市が一体となり、相互に意見や考えを尊重しながら、限られた資源の有効活用と、美しい自然と安全な環境を後世に継承することを目的として、平成 11 年 8 月に発足した。会則によると、甲府市自治会連合会の会長及び環境委員会の委員並びに甲府市環境部の職員をもって構成し、その庶務は環境部廃棄物対策室減量課において処理するとされている。

・減量課(4) 平成 3 年に改正された廃棄物処理法は、従来の「発生したごみをどう処理するか」という視点に、「ごみの発生をどう抑制し、再生利用をどう促進するか」という視点を加え、一般廃棄物減量のための市町村の施策に協力するための「廃棄物減量等推進員」制度を創設した(同法第 5 条の 8)。甲府市ではその命名を「リサイクル推進員」として、甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(現在は全部改正により「甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」となっている)において創設した。同推進員は、各自治会長またはその推薦する者であり、市長から委嘱される(甲府市リサイクル推進員運営要綱第 3)。また、その主たる任務は以下のとおりである(同要綱第 4)

- (1) ごみの減量化とリサイクル化に積極的に取り組む
- (2) ごみ集積所への分別排出の徹底と適正排出方法の指導
- (3) 資源分別回収における指導等の推進活動
- (4) 地域内の清潔保持
- (5) 不法投棄防止策の検討と実践
- (6) 地域内のごみ処理状況の把握
- (7) その他条例の目的を達成するための活動

・減量課(6) 甲府市リサイクルプラザは、限りある資源の有効利用をさらに推進し、資源物循環型社会を実現するために、環境総合教育施設として、平成 9 年 4 月 16 日に甲府市上町 601 番地の 2 に設けられた。平成 18 年度からは、指定管理者制度を導入し、管理運営を委託している。同プラザ内には、展示コーナー、図書コーナー、環境セミナー室及び再生品頒布室(兼体育館)等が設けられているとともに、温水プール、浴室及びトレーニング室などがあり、健康増進施設の役割も有している。

なお、温水プールは、従前は隣接地に存在した環境センター附属焼却工場から発生する熱エネルギーを熱源としていたが、後述の同工場稼働停止後は、熱源を都市ガスに切り替えて存続している。

・収集衛生課(4) すぐやる業務とは、市民の要望を受けて行う、路上で死亡した犬・猫等小動物の収集や緊急を要する特別収集・土砂収集等のことである。毎年 2,000 件前後に対応しており、そのうち 7 割程度が犬・猫等の収集である。

・収集衛生課(5) し尿処理問題研究協議会の歴史は古く、昭和48年に実施要綱が定められており、し尿汲み取りに関する市民からの要望・苦情が後を絶たなかったことから、これらに適確に対応する方策を思考し、今後とるべきし尿処理行政を円滑かつ的確にすべく研究協議を行う場として設けられた。協議会の参加者は、市長の委嘱により、公共下水道の供用開始区域以外の地域住民8名及び甲府市自治会連合会から2名となっており、過去には市民負担のし尿汲み取り料などについて議論がされていた。その後、公共下水道の普及率上昇とともにし尿汲み取り世帯や浄化槽設置世帯が激減し、かつ汲み取り業者の健全育成についても支障を生じない状況となったことから、平成26年8月24日をもって休止に至った。分掌事務としては前記のとおり収集衛生課のところに掲げられているが、新たな問題も生じていないことから、現段階では再開の予定はない。

・廃棄物対策課(1) 一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項により市町村にその策定を義務づけられているものである。甲府市では、令和2年度が、平成26年3月に見直された「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」及び平成18年2月に策定された「生活排水処理基本計画」の各最終計画年度にあたることから、廃棄物減量等推進審議会(前記減量課(2)参照)の答申を受けて、令和3年3月、これら双方についての新たな計画として「甲府市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。そのうちごみ処理については、循環型社会に向けた新たなごみ処理事業を推進する必要性から、市民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにし、その基本方針については、以下のとおり定められている(生活排水についての基本方針は前記環境保全課(3)参照)。

基本方針1 ごみの発生抑制—市民・事業者・行政のそれぞれが主体となるため、市民・事業者に対するごみを出さないことへの意識付けへの支援や動機付け及び情報提供を行い、ごみを出さない社会の形成を図る。

基本方針2 資源リサイクルの促進—市民一人ひとりの分別意識を醸成するために、広報やホームページ及びごみ分別アプリなどによる情報提供や、ごみへらし隊による啓発活動を通して分別の徹底・推進・拡充を図る。

基本方針3 広域処理による効率的かつ安全・安心なごみ処理の推進—甲府・峡東クリーンセンターにおける他の構成市(笛吹市・山梨市・甲州市)や運営主体である甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携を図り、安心・安全なごみ処理を実施する。

・廃棄物対策課(2) 災害廃棄物処理計画についてであるが、地震災害や風水害等が発生した場合、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿のほか、被災した家屋等から発生する災害廃棄物など、一時的に大量の廃棄物が発生する。各種自然災害が発生しやすい国土である我が国において、全国各地で多くの災害に見舞われ、災害時に発生した大量の廃棄物の処理に多大な経費と労力が費やされてきたことから、甲府市でも平成17年11月に「甲府市震災廃棄物処理計画」を策定し、平成25年4月に「甲府市災害廃棄物処理計画」として見直しを行ってきた。

その後、国は平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定（平成 30 年 3 月改定）しており、また山梨県でも平成 29 年 4 月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定（令和 3 年 3 月改定）したことから、甲府市は、これらとの整合を図るとともに、過去の災害における知見や教訓も踏まえ、令和元年 7 月及び令和 3 年 4 月の 2 度に亘り「甲府市災害廃棄物処理計画」を改定している。

・同(6) 環境センター環境委員会とは、環境センター附属焼却工場、附属破碎工場及び一般廃棄物最終処分場にかかわる公害防除及び周辺地域の開発に必要な事項を調査研究し、地域の環境保全を確立するために昭和 46 年に設置された委員会である。時を経て前記 2 工場が平成 29 年 3 月 31 日をもって稼働停止したことから、これらの工場の解体事業に伴う公害防除の調査研究を所掌事務とする旨設置要綱の改正をし、解体工事に伴い発生する有害物質の除染や搬出などについても調査研究対象とした。同解体工事は令和 2 年 3 月 13 日に終了し、特段問題が生じなかったことから、令和 2 年度末をもって同委員会は終了した。

第二次甲府市環境基本計画における施策の体系

基本目標1 自然と共生するまちづくり

個別目標	取り組み方針
1-1 生物の多様性や自然環境を保全する	武田氏館跡周辺における貴重植物の生態保護 水田における冬期湛水管理の推進
1-2 水環境を保全する	水源かん養機能等の高い森づくりの推進
1-3 緑を保全する	地域や家庭における緑化の推進 身近な緑地等の確保及び保全 地球温暖化防止につながる森林整備の推進

基本目標2 快適環境のまちづくり

個別目標	取り組み方針
2-1 大気汚染を防止する	大気汚染に係る環境基準を達成する 大気汚染に関する公害の発生を減らす
2-2 水質汚濁を防止する	水質汚濁に係る環境基準を達成する 生活排水対策を推進する
2-3 土壌・地下水汚染を防止する	土壌汚染の発生を防止する 地下水に係る環境基準を達成する
2-4 騒音・振動・悪臭の発生を防止する	騒音に係る環境基準を達成する 騒音・振動・悪臭に関する公害の発生を減らす
2-5 化学物質による汚染を防止する	化学物質による環境リスクを低減する
2-6 快適環境を保全する	良好な景観や自然環境を保全する 武田氏館跡整備事業の推進
2-7 地域美化の促進(不法投棄や犬等のふんの発生防止・空き地等の適正管理)	不法投棄の発生を減らす
2-8 資源物等の持ち去りを防止する	資源物等の持ち去り行為を減らす

基本目標3 低炭素のまちづくり

個別目標	取り組み方針
3-1 再生可能なエネルギーを推進する	温室効果ガス排出量の削減
	太陽エネルギーの活用（住宅用太陽光発電システムの導入）
3-2 クリーンエネルギー自動車の普及を推進する	クリーンエネルギー自動車の普及促進
3-3 低炭素型ライフスタイルへの転換を推進する	住宅・機器による省エネの推進
	小学校における省エネの推進
3-4 低炭素型移動手段への転換を推進する	エコドライブの推進
	エコ通勤・エコ通学等の推進
	公共交通機関の利用促進

基本目標4 循環型のまちづくり

個別目標	取り組み方針
4-1 3Rの実施を推進する	家庭系可燃ごみの減量の推進
	有価物・資源物の回収の推進
	3R啓発の推進
	事業系廃棄物の排出を削減する
4-2 持続可能な農業を推進する	経営耕地面積の維持
	エコファーマーの推進

基本目標5 環境教育を推進するまちづくり

個別目標	取り組み方針
5-1 イベントの開催や人材育成を推進する	地域・家庭における環境教育の推進
	地域の人材育成の推進
5-2 学習の場づくりを推進する	保育園(所)・幼稚園・小学校における学習の場づくり
5-3 自然とのふれあいの場づくりを推進する	自然環境とのふれあい事業の推進
5-4 市民参加を推進する	多様な担い手による地域の温暖化防止活動等の推進

※ なお、2-6及び4-2については、環境部所管の事業はない。

Ⅲ 中核市移行にともなう委譲事務について

- 1 平成 31 年 4 月から甲府市が中核市に移行したことによって、前記のとおり山梨県から委譲された事務は、以下のとおり実に 434 に上る。

所管課	根拠法令	移譲事務数
環境保全課	浄化槽法に基づく事務	18
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	7
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務	32
	大気汚染防止法に基づく事務	92
減量課	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務	59
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務	17
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務	168
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	7
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務	29
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく事務	5
	合計	434

- 2 甲府市では、中核市移行に備えて、平成 30 年度に、廃棄物対策課係長と環境保全課技師の計 2 名を山梨県に派遣し、1 年間実務経験を積ませた。その上で、同年度末に向けて以下のとおり事務引継ぎを了した。

(1) 廃棄物対策課

平成 31 年 1 月 22 日、山梨県森林環境部環境整備課より、最終処分場の廃止関係、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく建設パトロール関係、住民との事前協議関係の資料引継ぎをするとともに、同日、中北林務環境事務所より産業廃棄物収集運搬業者(14 業者)、一般廃棄物処理施設設置届出(7)の一覧を受領した。また、懸案事項 7 事案の説明を受けている(ただしうち 3 件は、以前から甲府市も県とともに立ち入り実施をしている)。

年度切替えに向けて、平成 31 年 3 月 26 日、中北林務環境事務所長から、建設リサイクル法パトロール懸案事項として対象解体工事 2 件の説明を受けた。

(2) 環境保全課

平成 30 年 10 月 18 日、山梨県森林環境部大気水質保全課から浄化槽法関係引き継ぎ

として、定期検査・法定検査要領等・業者登録手順書を受領した。

年度切替えに向けて、平成 31 年 3 月 26 日、中北林務環境事務所長から以下の事務について引き継ぎを受けた。

- ① 大気汚染防止法関係
- ② 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係
- ③ ダイオキシソ類対策特別措置法関係
- ④ 山梨県生活環境の保全に関する条例関係
- ⑤ 浄化槽法の浄化槽保守点検業関係

平成 31 年 3 月 27 日、山梨県森林環境部大気水質保全課長より、①大気汚染防止法関係、②特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係、③ダイオキシソ類対策特別措置法関係、④山梨県生活環境の保全に関する条例関係についての説明資料を受領するとともに、県同課担当者より以下の事務説明を受けた。

- ・大気汚染防止法に係る常時監視業務（測定局による常時監視業務・有害大気汚染物質の常時監視業務・PM2.5の成分分析業務）
- ・ばい煙発生施設届出（電気事業法関係－大気汚染防止法 27 条 1 項による適用除外が電気工作物であり、この場合は電気事業法に基づく届け出がされる）に係る業務
- ・ダイオキシソ類対策特別措置法に係る常時監視業務（大気・水質・土壌）
- ・同法上の測定結果の公表業務

(3) 減量課

平成 31 年 1 月 22 日、山梨県森林環境部環境整備課より、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の事務の権限移譲にともなう移管対象文書や県の各種マニュアルなどについて引継ぎを受けた。また、経済産業省・環境省、（公財）自動車リサイクル促進センター及び（一社）自動車再資源化協力機構主催の研修資料をいただき、平成 31 年度には実際の研修にも参加した。

廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく有害使用済機器の保管または処分を行う事業者の届出事務（なお、平成 30 年 4 月施行の改正法に基づくもので有害使用済機器保管届済業者は 1 件）、廃棄物処理法の多量排出事業者における報告書・計画書作成義務についての関連事務についても、同旨の引継ぎを受けた。

さらに年度切替えに向けて、同年 3 月 22 日、山梨県森林環境部環境整備課から、簿冊一式（CD-R 含む）を受領するとともに、同月 25 日、中北林務環境事務所長から、自動車リサイクル法の引取業者（59）・フロン回収業者（15）・解体業者（4）・破碎業者（3）・事業場外保管届出（1）の一覧等を受領した。

- 3 なお、ヒアリングによると、膨大な事務の委譲数にもかかわらず、極端に職員の時間外労働が増加したという状況にはなく、事務の混乱は見受けられない。ただし、各種許可業者の許可期限が同じであることが多く、更新事務が重なる時期には多くの時間を費

やさざるを得ず(前記の県から減量課への引継書には、「平成 31 年 6 月、解体業・破碎業の大量更新がある」との注記がされている)、また今後仮に各種関連法規上の立入検査等対象事案が重なる事態があれば、事務の逼迫も懸念されるとのことである。

IV ゼロカーボンシティ表明について

甲府市を含む県内全 27 市町村と山梨県は、令和 3 年 2 月 15 日、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を共同で目指すことを表明し、県内経済団体や民間企業も含め 51 団体で「ストップ温暖化やまなし会議」を設立した。県内全市町村による宣言は、全国で初めてとなる。今後各参加団体が具体的な温暖化対策を決めて情報共有をしながら対策を加速化するという一方で、甲府市は、同年 3 月、このことを踏まえて「甲府市地球温暖化対策実行計画」(平成 24 年 3 月策定、平成 28 年 3 月改定)についての中間見直しを行った。主な見直し点は、以下のとおりである。

- ・長期目標を『2050 (R32) 年の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指します』と変更する。
- ・中期目標に省エネルギー等の取組の成果がわかる「最終エネルギー消費量」を加える。
- ・温室効果ガスの排出量は人口の増減に影響されることから、「人口一人当たりの温室効果ガスの排出量」を参考指標とする。
- ・アクションプランの取組について、これまでの実績や社会情勢、また他の計画との整合性等を勘案し見直しを行う。
- ・本計画の取組がSDGsのゴールと関連していることから、アクションプランごとにSDGsのゴールの各アイコンを記載し、関連性を明確にする。

未だ具体的なロードマップはないが、今後国の施策や自治体への要請、そして助成金等も小刻みに変わると思われ、甲府市としては、国や県の動向を見ながら適時に対応していくとのことである。

第3 監査の指摘事項及び意見の概要

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が法規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項には該当しないものの、前記第1のIX「監査の視点」に鑑みて、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は11件、意見は20件である。

内 容	区 分	頁
I 総務課		
指摘・意見ともになし		
II 環境保全課		
1 年次報告書における点検・評価の基準の見直し	意 見	27
<p>毎年甲府市専用ウェブサイトでも報告される「第二次甲府市環境基本計画年次報告」では環境基本計画の個別目標毎の取組方針の達成状況について点検・評価を4段階で評価している。</p> <p>すなわち「年度目標値を達成している」場合は評価「◎」、「年度目標値との差が年度目標値の50%以内である」場合は評価「○」、「年度目標値との差が年度目標値の50%を超えている」場合は評価「△」、また、「推進していない」場合は評価「×」としている。</p> <p>当該評価は環境基本計画策定時、環境審議会やパブリックコメントにて、意見を聞いた上点検・評価の基準を決定したとのことであるが、令和2年度の取組方針に対する評価が合計43件のうち「◎」評価が21件、「○」評価が15件と大半が「○」以上となっていること、75%未満達成は最低の評価とする他の市の事例もあることから、他の市町村の評価基準も参考にしつつ、次回の環境基本計画見直しの令和4年からはより厳しい評価基準の導入を検討することも考えられる。</p>		
2 環境騒音調査測定結果の公開	意 見	34
<p>環境騒音調査については環境基準の定めはあるが、測定義務がないので測定結果を公開していない。環境基準はあるべき姿であり、甲府市は積極的に自主的に測定しているため、測定結果を甲府市専用ウェブサイト等にて一般に公開することが望ましい。</p>		
3 公害苦情の処理制度の周知	意 見	35
<p>現状、公害苦情の処理制度の市民への周知方法は総務省「公害等調整委員会」の冊</p>		

子となっている。

甲府市専用ウェブサイトほかにより、公害苦情の問い合わせ先、連絡方法（電話、メール、文書、来庁ほか）、環境保全課として対応可能な苦情の例、公害苦情処理の流れ、また、山梨県の公害紛争処理制度の情報も開示することが望ましい。

4	浄化槽定期検査の未受検	指 摘	36
---	-------------	-----	----

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが求められるため、浄化槽法第 11 条は定期検査を実施することを定めている。定期検査は主に保守点検及び清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行うものであり、浄化槽管理者は毎年 1 回受検することになっている。

令和元年度における甲府市の 11 条検査受検率は、全体ベース（単独処理浄化槽含む）26.84%、合併処理浄化槽のみでは 44.35%であり、令和 2 年度の 11 条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）27.04%、合併処理浄化槽のみでは 45.18%であり、受検率は近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にある。

環境省のウェブサイト（※）の「令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」において令和元年度の全国平均及び都道府県毎の 11 条検査受検率が公表されているが、全国平均 11 条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）43.8%、合併処理浄化槽のみでは 62.2%となっており、甲府市は全国平均を下回っている。

このような状況の下、甲府市は受検率向上のため未受検者を対象に訪問による受検指導を令和 2 年度に 1,943 件（令和元年度 2,007 件）に対して行うほか、浄化槽の適切な維持管理に係るチラシ配布等で周知を行っている。

甲府市は公共下水道の普及が低く浄化槽利用者が多いため受検率が低くなる傾向にあるものの、受検率向上の指導・周知を引き続き実施するとともに、他の市町村の受検率向上の取組方針も参考とし、また、長期間未受検で悪臭を放し苦情がある場合等の悪質な事例では浄化槽法第 66 条 2 項による罰則適用の必要性の検討も必要である。

（※）環境省のウェブサイト：<http://www.env.go.jp/press/109154.html>

5	公害防止施設等設備資金の融資の促進	意 見	40
---	-------------------	-----	----

予算の手当てについては、公害防止施設等設備資金の原資金として、融資額 500 万円の 3 分の 1 相当の額 167 万円を預託金として予算確保している。

また、公害防止施設等設備資金融資制度について甲府市専用ウェブサイトにて公表するほか、甲府市広報に掲載することにより甲府市民に周知している。

しかし、令和 2 年度及び令和元年度、実行が 0 件となっているため、引き続き当該制度を周知し、利用の促進に努力されたい。

6	公設浄化槽の使用料の見直し	意 見	43
---	---------------	-----	----

甲府市下水道使用料は、平成 21 年 4 月 1 日以降「甲府市上下水道事業経営計画 2008」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、また、過年度に起債した高

金利の企業債の繰上償還の条件として、使用料総額について、改定率 15.35%の引き上げをした。

その後、平成 23 年 3 月に甲府市浄化槽事業条例及び同施行規則が定められ、平成 23 年 4 月以降事業を開始しているが、その際、公設浄化槽の使用料は事業開始時に、上記引き上げ後の甲府市下水道使用料、また、浄化槽法に基づいた管理費（清掃費、保守点検費、法定検査費及び修繕費等）を勘案し決定され、以降は消費税等改定時に使用料を改定している。

公設浄化槽の使用料は下水道使用料をベースとしているため現状消費税等の改定以外に使用料の見直しはしていないが、今後下水道使用料の料金改定が検討される際は、下水道使用料の見直しの幅及び浄化槽特別会計の今後の財政推計における基準外繰入金（現在、令和 3 年度以降毎年 14,124 千円を推計している。）の妥当性を考慮し公設浄化槽の使用料の見直しを検討することが必要と考える。

III 減量課		
1 補助金の消費税仕入控除税額の報告・返還条項の未整備	指 摘	50
<p>「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」及び「新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う甲府市一般廃棄物収集運搬事業者等の個人防護具購入費補助金交付要綱」に消費税仕入控除税額報告・返還に関する条項がない。</p> <p>補助金の交付先である甲府市資源回収協同組合は、消費税課税事業者であり、補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、その全部又は一部が消費税申告の際に納付する消費税額から控除される。そのため、当該消費税額について同組合に対し、補助金と消費税減額分として二重に利益を与える結果となっている。</p> <p>この仕組みについて、前提を単純化した以下の計算例を元に解説する。</p> <p>【計算例】</p> <p>（前提）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付額 22,000 ・補助事業費 22,000（全額、課税仕入れと仮定すると消費税 2,000） ・組合全体で預かった消費税 10,000 ・組合全体で支払った消費税 7,000（うち、補助事業費の消費税 2,000） <p>◆消費税申告により税務署へ納付する金額（補助事業あり）</p> <p style="padding-left: 2em;">預かった消費税 10,000 － 支払った消費税 7,000 ＝ 3,000</p> <p>◆消費税申告により税務署へ納付する金額（補助事業なし）</p> <p style="padding-left: 2em;">預かった消費税 10,000 － 支払った消費税 5,000 ＝ 5,000</p> <p>⇒補助事業を行うことで補助事業を行わない場合と比較し、税務署へ納付する消費税額が 2,000 円少なくなる。</p>		

⇒補助金の交付金額 22,000 には、消費税分も含まれているにも関わらず、別途、消費税の納付額が減額されることで、補助金交付先に対し二重に利益を与えている。

これを避けるために、補助金交付要綱で、補助事業完了後、消費税の申告により補助事業に係る消費税について仕入税額控除が確定した場合、報告・返還する旨を定め、当該金額について返還を受けるべきである。

【令和 2 年度返還額試算】

(甲府市有価物回収事業補助金)

61,938,457 円^{※1} × 10/110 = 5,630,768 円

(新型コロナウイルス感染症予防対策個人防具購入費補助金)

1,082,321 円^{※2} × 10/110 = 98,392 円

※ 1) 甲府市資源回収協同組合の決算書における有価物回収費の金額。補助金対象経費であり、消費税申告の際に、課税仕入れとして処理していることを、同組合の担当者より、ヒアリングにて確認。

補助金交付金額 63,178,457 円との差額 1,240,000 円は間接経費分。

※ 2) 補助金交付額と一致。全額課税仕入れ対象。

※ 3) 甲府市資源回収協同組合は、「国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例の対象となる事業者（いわゆる特定収入を調整する事業者）」には該当しない。課税売上高 5 億円以下かつ課税売上割合が 95%以上であることを決算書の閲覧及び担当者へのヒアリングにより確認し、全額、仕入税額控除を行っている前提により、試算している。

2	補助金の実績報告書の一部未提出	指 摘	51
<p>「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」第 6 条第 2 項に定める「有価物回収事業の収支決算書」の提出を受けていなかった。</p> <p>「有価物回収事業の収支決算書」は、補助金交付先である甲府市資源回収協同組合における補助事業での収支を把握するための重要な書類であり、補助金交付要綱に従い、提出を受ける必要がある。</p>			
3	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)	意 見	51
<p>甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全 6 団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第 4 条第 4 号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲府市資源回収協業組合 ・ 甲府市環境事業協同組合 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市廃棄物協業組合 ・甲府市廃棄物事業協同組合 ・全日本同和会山梨県連合会 ・甲府同和事業推進委員会 <p>使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。</p> <p>また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>		
4	生ごみ処理機器補助金の交付金額誤り	指 摘	58
	<p>令和2年度の実績報告（ボカシ等容器 23 件、電気式生ごみ処理機器 68 件）のうち、1 件につき、電気式生ごみ処理機器の補助金の交付金額に誤りがあった。</p> <p>購入金額 64,450 円、補助金額 42,900 円とすべきところ、補助金申請書において、購入金額 65,000 円、補助金額 43,300 円と記載されており、修正されることなく、400 円多額に補助金が交付されていた。</p> <p>補助金申請書及び添付の提出書類の確認を徹底されたい。</p>		
5	ごみ有料化の検討	意 見	60
	<p>甲府市では、ごみ処理手数料を徴収しない指定袋制度を採用している。</p> <p>しかし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針において、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されている。</p> <p>甲府市においても、排出抑制、資源リサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平化、市民の意識改革、財政負担の軽減という観点から、ごみ処理手数料を上乗せした指定ごみ袋（ごみ有料化）の導入を検討されたい。</p>		
6	ごみ処理原価の算定方法の見直し(担当課としては総務課)	意 見	62
	<p>ごみ処理原価の算定方法について、甲府市の独自方法を採用している。</p> <p>算定方法について、ごみ処理原価の適切な把握、他市町村との比較可能性を確保する観点等から、環境省が公表している一般廃棄物会計基準に基づく算定方法を採用することを検討すべきである。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>		
7	ごみ排出量の集計方法の見直し	意 見	62
	<p>ごみ排出量の集計方法が複雑化している。</p> <p>平成30年度よりごみ処理業務が、甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破砕</p>		

工場から甲府・峡東クリーンセンターに移行されたが、移行前の分類に合わせ、ごみ排出量集計の際に複数の調整を行っている。

例えば、現在、同センターから報告される可燃性粗大ごみについて、以前は不燃ごみであったが、現在はごみ処理能力向上により、可燃ごみとして処理されている。しかし、過年度の実績との比較可能性を考慮し、作成する様々な報告書類の中では、不燃ごみとして集計している。

また、家庭からの持込ごみについては、同センターからの報告結果とは別に、一定の仮定を設けて、可燃ごみと不燃ごみに按分計算を行っている。

調整や按分計算により、集計方法が複雑化しており、集計計算を誤るリスクが高くなっている。ごみ排出量について、同センターからの報告書に従い、実態に合わせて集計を行うことを検討されたい。

過年度の実績との比較は、現在の排出量を調整するのではなく、過去の排出量を一定の仮定をおいて調整することで可能であると考えられる。

8	ごみ排出量の集計誤り	指 摘	63
<p>平成 26 年 3 月に公表している「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における平成 24 年度の総排出量（実績）82,330.2 t には、笛吹市（御坂、一宮、八代、境川、芦川の 5 町の可燃ごみ）、甲州市（塩山地区生活系の可燃ごみ）、石和町（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、事業系ごみ）の排出量が誤って含まれていた。</p> <p>平成 24 年度の実績は、目標総排出量の算定基礎にもなっているため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で設定した令和 2 年度の目標総排出量が高く算定されている。</p> <p>計画を策定する際の目標値や元となる数値について、ダブルチェックを行うなど、慎重に確認すべきである。</p>			
9	指定管理者における物品・備品の管理の不備	指 摘	67
<p>甲府市リサイクルプラザの物品・備品について、「備品台帳」と現物を確認したところ、保管場所の変更、新規購入、廃棄等の情報の更新がなされていなかった。</p> <p>また、指定管理者が持ち込んだ備品と、甲府市所有の備品が混在して設置されているが、シール等が貼付されず、どちらの所有とすべきものであるか客観的に判別できない状況となっている。</p> <p>さらに、毎年度、物品・備品の棚卸も行われていない。</p> <p>指定管理者に対し、物品・備品の管理状況の改善指示を行うべきである。</p>			
10	指定管理者に対する月例モニタリング項目の検討	意 見	69
<p>甲府市リサイクルプラザの指定管理者に対し行う月例モニタリングは、「指定管理者モニタリング実施マニュアル」に定める「指定管理者モニタリングシート」を使用している。「指定管理者モニタリングシート」は、計 41 項目の確認事項があるが、月例モニタリング時に確認していない項目も存在する。確認していない項目についても、モニタリングシートの適否欄には「○」が記載されており、毎月、確認している</p>			

	<p>かのような記載となっている。</p> <p>モニタリング項目について項目自体の必要性、効果的かつ効率的な確認頻度を検討し、甲府市リサイクルプラザの規模や実態にあった実行性のあるモニタリングシートを用いて、月例モニタリングを実施することを検討されたい。</p>		
11	甲府市リサイクルプラザの設置目的の検討	意見	70
	<p>熱源が隣接するごみ処理施設の余熱からガスに切り替わったことや、ごみ処理施設自体が移転したことから、「環境総合教育施設」としての意義が薄れてきていると考えられる。</p> <p>環境総合教育施設という設置目的を掲げた状態では、指定管理者の自主事業が環境教育に関するもののみで限定される。環境教育に限定せず、広く市民のニーズに合わせ施設を活用するため、設置目的を見直すことを検討されたい。</p>		
IV 収集衛生課			
1	業務委託選定時の財政的基礎の検討	指摘	76
	<p>可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務を委託する際に、安定的な業務の履行を重視し随意契約により選定しているが、業務の確実な履行の前提となる適切な財政基盤について検討していなかった。委託契約の都度、決算書・納税証明書を徴求し、財政的基礎の適合性を検討すべきである。</p>		
2	委託先の所在地の確認	意見	77
	<p>市内業者の育成の観点や災害時の迅速な収集対応を考慮し、委託業者との契約時には「市内に本社もしくは営業所を有していること」を確認する必要がある。</p>		
3	ごみ収集運搬コストの低減努力	意見	79
	<p>限りある予算の中でごみの収集運搬コストの低減努力が不可欠である。条件付きの一般競争入札の導入や、ごみ処理原価について人口規模や産業構造が類似している市町村と比較し、コスト面で優れた市町村の取組事例を導入することを検討されたい。</p>		
4	委託設計価格における間接経費の妥当性の検証	意見	80
	<p>より精緻な予定価格となるように、委託先の決算書を分析し、予定価格における間接経費の水準が妥当であるかを検討すべきである。</p>		
5	業務実施報告及び設計価格の確認	意見	80
	<p>委託先からの業務実施報告の内容が契約内容と整合しているかを確認し、報告書の記載方法が不十分であれば改善させるべきである。また、委託先の稼働状況が契約内容と整合していない場合は、契約内容及び予定価格設計内容を実態に合うように変更すべきである。</p>		
6	委託先での外注支出の妥当性確認	意見	81
	<p>委託者として委託先の経営実態を詳細に把握し、委託先で委託業務に不必要な支出がないかを十分に検証する必要がある。その上で、委託先の実態に見合った委託料</p>		

	で契約すべきである。		
7	委託設計単価の計算誤り	指 摘	82
	委託料単価の計算基礎である平均排出量の集計を誤っていたため、設計単価が過大に算定されていた。新年度は正しい設計単価に基づき契約すべきである。また、設計単価の算定におけるチェック体制を強化すべきである。		
8	委託料単価の再設計	意 見	83
	現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。		
9	一般廃棄物収集運搬業許可に係る経理的基礎の検討	指 摘	86
	一般廃棄物収集運搬業の許可要件として「継続して行うに足る経理的基礎を有する必要がある」が、事業者の財務内容や納税状況は検討していなかった。許可更新の都度、決算書・納税証明書を徴求し、経理的基礎の適合性を検討すべきである。		
10	消費税仕入税額控除に係る報告・返還手続の未整備	指 摘	88
	補助金交付要綱で、補助事業完了後、消費税の申告により補助事業に係る消費税について仕入税額控除が確定した場合、報告・返還する旨を定めるべきである。		
V 廃棄物対策課			
1	甲府・峡東クリーンセンターの甲府市に係る財務状況及び運営状況の公表の必要性	意 見	95
	<p>甲府市の負担金は令和 2 年度に大幅に増加している。負担金の大幅な増加には、予算通りの増加である公債費が増加したことに伴うものと予期せぬ増加である新型コロナウイルス感染症の影響から総搬入量が減少して手数料（収入）が減少したことに伴うものがある。</p> <p>甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では条例に基づき財政状況を半期毎に公表しているが、甲府市の負担金は 673,337 千円と多額であり、全体の 7 割近くを占めていること及び令和 2 年度は前年度より 268,223 千円と大幅に増加していることから、甲府市の負担金の詳細な分析を実施して分析結果を公表することが必要である。</p> <p>分析過程において改善要望があれば甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に是正策の作成を求めることも必要となろう。</p>		
2	旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性	意 見	98
	旧衛生センターは業務廃止して現在液移送減容化処理及び貯留槽清掃業務を行っている。これらの業務が完了後の施設撤去又は利活用の方針が決定されていない。早急に決定するべきである。大里第一団地地域し尿処理施設のような未利用不動産にしないことを望む。		

3 一般廃棄物最終処分場水質検査（保有水）検査結果を公表する 必要性	指 摘	101
<p>「甲府市一般廃棄物処理基本計画」では、「検査結果が地元と締結した公害防止協定の基準値以下になると処分場が廃止されます。」としている。しかし、ホームページに公表されている水質検査結果（放流水）の数値をもって最終処分場の廃止を判断することはできない。なぜなら、最終処分場の廃止により放流水の処理を行わなくなることから、水質検査（放流水）検査結果の数値ではなく、水質検査（保有水）検査結果の数値を協定値以下とすることが求められるためである。</p> <p>したがって、水質検査（保有水）検査結果は排水基準の協定値以下になっていないという事実を公表する必要がある。</p> <p>最終処分場を廃止するためには、地元と締結した協定値を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基準値の範囲内に緩和することも必要と思われる。最終処分場の廃止に向けて、環境影響の検証を行い、近隣住民と協定値を緩和する合意のための話し合いをすることになろう。</p>		
4 立会検査後の指導の充実	意 見	104
<p>立会検査時に継続して確認が必要とした事業所には定期的に視察を行っている。しかし、不法投棄は件数が多く、申出があれば立会検査に行くとしている。その上、立会検査後は廃棄を行うべき行為者が不明なことも多いことから追加対応をあまり行っていない。県外他市ではパトロールの実施や監視カメラの設置及び不用品回収業者等の無許可業者への指導など不法投棄等防止対策の強化をしている例もあり、不法投棄を防止するための対策を強化することが望まれる。</p>		